

東京消防庁 上野原市 消防相互応援協定

協定締結日 平成2年4月25日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく、東京消防庁（以下「甲」という。）と上野原市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 火災出場

別表に定める区域内に発生した火災を受報し又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 救急出場

別表に定める区域内に発生した救急事故を覚知した場合は、覚知側から出場するものとする。ただし、被応援側の消防長の要請を受けた場合は、応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

ア 前号にかかわらず甲又は乙の管轄区域内に大規模な災害が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請により応援するものとする。ただし、発生場所が甲乙の境界付近の場合は、応援側の消防長の判断により応援することができる。

イ 特別応援の応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成 2 年 4 月 2 6 日から効力を生ずる。

平成 2 年 4 月 2 5 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
山梨県上野原町
町 長 奈 良 明 彦

【改正】

附 則

この協定は、平成 1 7 年 7 月 1 3 日から効力を生ずる。

平成 1 7 年 7 月 1 2 日

東京消防庁
消防総監 白 谷 祐 二
山梨県上野原市
市 長 奈 良 明 彦

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重
上野原市
市 長 奈 良 明 彦

別表

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	上野原市側の応援区域
主要地方道上野原・五日市線のうち 甲武トンネルの都県境から上野原 市側 1 km までの間	主要地方道上野原・五日市線のうち 甲武トンネルの都県境から栗坂ト ンネルまでの間